日本大調和会

滋賀県三大政策 Q&A

令和 8 年 10 月 1 日 正本版

滋賀県三大政策と、その財源・実施条件について 35 の質問に答えます。基本文章の理念を滋賀の暮らしにどう表すか、県と本会がそれぞれ何を担うかを説明します。金額は本会の条件付き試算です。政策本文と付録一〜三をあわせて参照してください。

一　三大政策と日本大調和	**Q1〜Q5**
二　柱一　子育て（施策①）	Q6〜Q12
三　柱一　高齢者（施策②）	Q13〜Q15
四　柱二　暮らしの足（施策③）	Q16〜Q19
五　柱二　新幹線新駅（施策④）	Q20〜Q21
六　柱三　観光と安土城（施策⑤）	Q22〜Q26
七　財源と宿泊税	Q27〜Q33
八　実施後の検証	Q34〜Q35

一　三大政策と日本大調和

Q1　滋賀県三大政策とは、何ですか。

A　柱一「子育てと長寿の安心」、柱二「暮らしの足と新しい玄関口」、柱三「近江の歴史と観光」。滋賀の家々に灯りをともし、子や孫の代まで明るい県にするための三つの柱と五つの施策です。1・2 歳を家で育てる家庭への月 2 万円、住民ドライバーのライドシェア、安土城天主の再現、新しい新幹線の玄関口、保証人がいなくても安心して暮らせる仕組みを掲げています。スローガンは「近江から、日本に灯りを。」です。

くわしくは：滋賀県三大政策「日本大調和と、滋賀の三大政策」

Q2　日本大調和会の理念と、どうつながっているのですか。

A　本会は、国民一人ひとりを大御宝として尊び、その生命と暮らしを守ることを政治の目的とします。中今は、過去から未来へ続く流れの中にある今です。本会は、先人から受け継ぐ縦のつながりと、人・地域・自然との横の関係が交わる今を引き受ける、と読み替えます。水路、道路、土地、水、田畑、言葉と文化を手入れして次代へ渡すことと、今日の子育て、介護、移動を支えることを結びます。清明心は清く明るく偽りのないまことの心、敬は人も物事も自分の務めも粗末に扱わない姿勢を保つ態度です。本会から公職に就く者自身がこの姿勢を自らに課し、事実を隠さず、声を聴き、結果から改める政策運営に表します。柱一は国の第三「未来家族資本」と第四「暮らしの基盤保障」、柱二は第五「五つの国力」、柱三は第二「国立日本歴史博物館」と第五の経済につながります。

くわしくは：基本文章 第一章一〜三・第二章七・第三章、滋賀県三大政策「日本大調和と、滋賀の三大政策」

Q3　なぜ、滋賀から始めるのですか。

A　滋賀は、日本大調和会が結党時の活動拠点とした土地です。本会は、地域で事実を調べ、暮らしの声を聴き、そこで得た知恵と課題を国の制度へつなぐ「地方から積み上げる政治」を掲げています。都と東国・北陸を結び、日本の歴史を動かしてきた近江で成果を出し、その経験を全国へ広げます。

くわしくは：基本文章第一章五、第四章四

Q4　三つの柱は、どのように組み合わさっているのですか。

A　柱一は暮らしを支え、柱二は人と仕事を結び、柱三は歴史を受け継ぐ仕事と観光を育てます。宿泊税を観光と交通に充て、既存の観光予算を適法に置き換えて生じる県の一般財源を、子育てと高齢者に回すことを提案します。置き換え可能な額と他の見直しとの重複は未確認で、事業ごとに確かめます。利益と負担、今と未来を併せて考える本会の「全体最適」を、財源と実施条件にも表します。

くわしくは：基本文章第一章四

Q5　県議会議員に、何ができるのですか。

A　予算案の提出は知事の権限です。議員は条例を提案し、予算案と決算を審議し、本会議の質問や要望を通じて実行を求めます。本会は、家庭育児応援給付、宿泊税、安土城の寄付の基金、ケアラー支援、予算・決算検証委員会の五つの条例を提案します。議員定数 44 人の場合、地方自治法 112 条の 12 分の 1 以上を満たすには提出者を含め 4 人が必要で、志を同じくする議員と共同で提出します。提案内容と議会の賛否を毎年公表します。

くわしくは：滋賀県三大政策「県議会で、どう実現するか」

二　柱一　子育て

Q6　「ママがいい、パパがいい」とは、どういう意味ですか。

A　0〜2 歳の子供にとって、親と過ごす時間はかけがえのないものです。その時間を、家庭の事情で諦めずに済むよう県が支える、という意味です。父母どちらが家で育てても受け取れ、「パパがいい」も同じ重さです。家で育てても、預けても、どちらの選択も応援します。

くわしくは：滋賀県三大政策 ①

Q7　家庭育児応援給付は、誰が、いくら受け取れますか。

A　保育所等（認可外・企業主導型を含む）に通わず、1・2 歳の子を家で育てる家庭に、子供 1 人につき月 2 万円です。きょうだい二人なら月 4 万円になります。短時間の仕事や一時預かり、誰でも通園とも組み合わせられます。育児休業給付を受けている月はその給付を、終わった月からはこの給付を受け取れます。

くわしくは：滋賀県三大政策 ①

Q8　いつから、どれくらいの家庭が対象になりますか。

A　2028 年 10 月の開始を目指します。2027 年度は条例の提案・審議と準備にあて、2028 年度当初予算への計上を求め、上半期に市町への事務委託とシステムを整える工程です。初年度は第 2 子以降とし、2029 年度に第 1 子を含む対象全体へ広げることを目指します。2029 年度当初予算で継続財源を確かめられなければ 2030 年度へ延期し、その時点でも財源と予算措置が整った範囲から実施します。全体の受給約 5,700 人・給付年約 13.8 億円は原案の概数です。月 2 万円を 5,700 人へ 12 か月支給すると 13.68 億円になるため、元の人数と受給月数を実施前に照合します。計算式と通年換算は付録一に示します。県内に住所のある家庭を対象とし、所得制限は設けません。税の扱いは国に確認して事前に示します。申請は参加市町に委ね、参加しない市町の方は県が直接受け付けます。受給が決まった方への給付を守り、拡大条件は条例と予算で定めます。

くわしくは：滋賀県三大政策 ①、滋賀県三大政策 付録一

Q9　働くお母さんを家に戻そうとする政策ではありませんか。

A　家で育てる道も、預けて働く道も、どちらも応援する政策です。在宅で育てる家庭への給付には、母親の働き方への影響を指摘する研究もあります。だからこそ、仕事との両立を認め、病児保育や産後ケア、保育の人材など、預けて働く家庭の支えも同時に強めます。子供を持つかどうかを含め、一人ひとりの人生の選択を尊重することが、本会の基本です。

くわしくは：基本文章第三章第三、第五「人口」、滋賀県三大政策 ①

Q10　参考にした考え方や前例はありますか。

A　元保育科講師の松居和さんが著書『ママがいい！』で、0〜2 歳の子にとっての親の大切さを説いています。制度としては、福井市が第 2 子以降の 3 歳未満を在宅で育てる家庭に月 1 万円、江戸川区が 0 歳児に月 1.3 万円（1969 年から）、兵庫県多可町が 1 歳から 3 歳の年度末まで月 1 万円を出しています。

くわしくは：滋賀県三大政策 ①

Q11　県の交付金を県の直接給付に振り替えると、市町の子育て事業が減るのではありませんか。

A　子ども・子育て施策推進交付金の一部を給付に統合する案は、まだ市町と協議していない未確認の事項です。県が一方的に振り替えることは考えておらず、19 市町と協議して、各市町の事業がどう変わるかを確かめてから決めます。市町の事業を減らさない形、つまり今の事業への上乗せとして給付を届けることを優先し、協議が整わなければ交付金は財源に数えず、別の見直しで補います。

くわしくは：滋賀県三大政策 付録一、詳細①

Q12　子供が増えることにつながりますか。

A　子供を育てる喜びを、経済的な不安よりも大きく感じられる環境をつくることが目的です。出生数（長期の目標は年 1 万人）、第二子以降の出生の割合、給付を受けた家庭の数などを毎年公表し、成果を確かめながら進めます。本会は全国の目標として、合計特殊出生率を 2035 年に 1.50、2045 年に 2.10 とすることを掲げています。

くわしくは：基本文章第三章第五「中間目標と長期目標」

三　柱一　高齢者

Q13　「滋賀ライフベース保障」とは、何ですか。

A　住まい、身元の保証、食、介護する家族という暮らしの基盤を、県の仕組みで支えるものです。身寄りのない方の終身サポート、住まいの保障、誰でも食堂、働くほど得、終の棲家エリアの五本柱です。生きる基盤は県が支え、どこに住み、どう過ごすかは、ご本人が選びます。

くわしくは：基本文章第一章二（大御宝と安寧）、滋賀県三大政策 ②

Q14　保証人がいなくても、本当に入院や入居ができますか。

A　県が社協などに委ねる案です。社協などが、登録制の窓口で緊急連絡先を引き受け、入院・入所の手続を支えます。低所得の方には、亡くなった後の手続も支えます。大家さんには、残された家財などの費用を 1 件 50 万円まで補い、安心して貸していただける仕組みを提案します。居住サポート住宅の改修には、国の「居住サポート住宅改修事業」の活用を図ります。2026 年度の国による直接補助は、対象改修費の 3 分の 1 以内、基本上限は 1 戸 62 万円で、工事内容による加算があります。実施年度の要領・採択条件は未確認です。工事費単価、国の補助、大家等の負担、県独自の支援を分けて積算します。民間住宅への改修補助に係る県債は、適債性を確認するまで計上せず、必要な県費は確かめられた毎年の財源で賄う前提です。

くわしくは：滋賀県三大政策 ②・「主な出典」・付録一

Q15　介護している家族への支えは、ありますか。

A　年 7 日の「休める日」（ショートステイなどの自己負担を 1 日 4,000 円まで補助）を県に求めます。あわせて、介護する家族やヤングケアラーを社会全体で支えるケアラー支援条例を提案します。親を看取り、家族を守る人を、地域で支えることも政治の仕事です。

くわしくは：基本文章後文、滋賀県三大政策 ②

四　柱二　暮らしの足

Q16　しがライドとは、どんな仕組みですか。

A　住民が副業ドライバーとして自分の車で地域を運ぶライドシェアを、県内に広げる仕組みです。都市部ではタクシー会社がアプリと組む日本版ライドシェアで、郊外では市町が主体となる公共ライドシェアを、運行を民間に任せて走らせ、県が市町と組んで立ち上げを支えるよう求めます。アプリでも電話でも呼べ、現金でも払えます。

くわしくは：滋賀県三大政策 ③

Q17　運賃の半額補助は、誰が使えますか。

A　75 歳以上の方、65 歳以上で免許のない方（返納した方を含む）、障害などで運転できない方、交通の不便な地域の高校生です。タクシーとライドシェアの運賃を半額にし（1 回最大 1,000 円）、四半期ごとにお配りし、登録された方に少なくとも年 10 回分が届くよう求めます（予算に応じて最大年 60 回）。登録が予算を超える見込みの年は、新しい登録を翌年度に回し、補助の割合と上限も議会に諮って見直すよう求めます。群馬県前橋市の「マイタク」に前例があります。

くわしくは：滋賀県三大政策 ③

Q18　交通税については、どう考えていますか。

A　県民一人ひとりに毎年負担をお願いする前に、滋賀の車と人の力を生かす道があると考えています。しがライドは、乗った分だけを補助する仕組みで、県費は 5 年で約 12 億円の見込みです。

くわしくは：基本文章第一章二（安寧を支える交通）、滋賀県三大政策 ③

Q19　郊外でも、きちんと走り続けられますか。

A　県が支えるのは、利用券、アプリと電話予約の仕組み、ドライバーの講習と保険、郊外の立ち上げです。運行は事業者と地域が担い、元気な高齢者や兼業の住民にドライバーとして加わっていただきます。働くほど得になる②の政策ともつながり、地域で支え合う足として長く続けられるようにします。

くわしくは：基本文章第一章三（横の軸）、滋賀県三大政策 ③②

五　柱二　新幹線新駅

Q20　新駅は、どこにつくるのですか。

A　新幹線と琵琶湖線が近接する野洲市大篠原付近を候補に、既存駅改善（A 案）、琵琶湖線新駅（B 案）、新幹線接続駅（C 案）を同じ条件で比べます。2007 年の中止後の人口、産業、移動需要、リニア計画を改めて調べ、県民と結果を共有します。位置と施工条件は未確定です。

くわしくは：滋賀県三大政策 ④

Q21　年 10 億円で新駅を建設できるのですか。

A　現時点では確認できていません。総建設費と県・市町・JR の負担割合は未確定です。年 10 億円は、建設から償還終了までの県の年間追加負担の上限案で、建設時持出し・元利償還・維持更新・追加行政費・接続交通継続費を含みます。確保した継続財源の範囲内で、JR 東海・JR 西日本・野洲市との協議、見積・負担協定・年度別資金計画を確認して判断します。上限を超える場合は、規模を見直すか A 案・B 案を再比較します。調査・接続実証は 5 年最大 5.8 億円の要求上限で、駅建設費は別です。2030 年度は判断と説明の目標で、開業予定ではありません。接続便は新駅を待たず期間限定で実証します。

くわしくは：基本文章第一章四（事実を確かめ、理由を示して決める）、滋賀県三大政策 ④

六　柱三　観光と安土城

Q22　なぜ、安土城を再現するのですか。

A　信長が 1579 年に完成させた安土城天主は、日本の歴史の大きな転換点を象徴する建物です。受け継いだ歴史を手入れし、次の世代へ渡すことは、本会の「継承共同体」の考えそのものです。天主を中心に、縄文から近代までの近江の歴史を結び、「日本の歴史を、滋賀で旅する」行程を提案します。

くわしくは：基本文章第一章一、第三章第二

Q23　費用はどのくらいで、誰が負担するのですか。

A　総事業費約 100 億円、県費上限 30 億円、寄付の手取り 70 億円を見込む計画です。近江ゆかりの企業と、1 口 1 万円の「一口天主城主」約 26 万口を通じ、全国に参加を呼びかけます。募集経費を差し引いた手取りと入金額は分け、全費用を賄えることと設計・許認可・運営計画を確認してから着工するよう求めます。企業版ふるさと納税の現行の適用期限は 2027 年度末（2028 年 3 月 31 日）で、基金条例を提案する 2028 年度以降の適用は未確定です。延長を国に求め、延長されなければ通常の企業寄付や個人寄付、着工時期を見直します。県費上限 30 億円を条例と決議で定めるよう求めます。

くわしくは：滋賀県三大政策 ⑤、滋賀県三大政策 付録一

Q24　いつ完成しますか。

A　2028 年度に基金と宿泊税の条例を提案し、2029 年度に概算設計、2030 年の着工を目指します。天主完成から 450 年となる 2029 年は、寄付運動の節目とします。総事業費の全額を寄付と県費で賄えることを確かめ、設計・許認可・運営計画がそろってから着工するよう求めます。寄付の額を毎月公表するよう求め、みんなで建てていく城にします。完成の時期は、資金と設計がそろった段階で、改めてお示しします。

くわしくは：滋賀県三大政策 ⑤

Q25　史実どおりの復元なのですか。

A　天主の姿を伝える史料は限られていて、県もそう認めています。そこで、史跡の外に、研究成果にもとづく「再現」として実物大でつくるよう県に求めます。史料と伝承を区別し、何が分かっていて何が推定なのかを、展示でも正直にお伝えします。

くわしくは：基本文章第三章第二（確認できる事実と解釈を分ける）

Q26　観光で、暮らしはどう変わりますか。

A　滋賀の観光客の 9 割以上は日帰りで、宿泊客の消費は日帰りの約 4.4 倍です。泊まる理由が一つ増えれば、宿、食、ガイド、交通の仕事が県内に増えます。彦根城の世界遺産登録（2028 年目標）やビワイチとも結び、京都の次の一泊を滋賀に呼び込みます。

くわしくは：基本文章第一章六（地域に仕事が残る経済）、滋賀県三大政策 ⑤

七　財源と宿泊税

Q27　全部で、いくらかかりますか。

A　2028〜2032 年度の 5 年間の県費は、原案で約 194 億円、2028 年度を第 2 子以降から始める段階導入で約 191 億円の見込みです。予備枠 9 億円を含む計画上の必要額は約 200 億円です。新駅建設費は含まず、事業化する場合は別途積算し、予算の議決を求めます。最大年は約 48 億円で、2026 年度の県一般会計当初予算案 6,823 億円に対して約 0.7%です。予備枠は確保済みの財源ではありません。また、予算・決算検証委員会等の追加県費は未積算で 200 億円に含んでおらず、設置前に積算して加えます。

くわしくは：滋賀県三大政策「お金の全体像」

Q28　その財源は、どこから生まれるのですか。

A　原案の 5 年計は、継続財源候補 138.7 億円、交付金の統合 8.6 億円、一時的なボートレース事業の剰余金 15 億円、安土城建設の県債純額 14.4 億円、計 176.7 億円です。継続候補には県事業見直し 81.7 億円と時間外勤務等の縮減 8.5 億円、計 90.2 億円を含み、すべて未確保です。全候補成立でも必要額 200 億円に対し 23.3 億円が不足し、追加の検証制度費も必要です。国制度を年 1.37 億円とする原案で、見直し 90.2 億円を算入せず、他候補だけが全て成立する仮定では 113.5 億円が不足します。0.1 億円の表間差は、現表の仮定から丸め順序の違いで再現できます。別に国制度の内訳に年 200 万円、4 年 800 万円の未解消差があり、国制度を年 1.35 億円と置く比較では候補 176.60 億円、不足 23.40 億円です（追加県費別）。原案の政策予算を変更した額ではなく、原積算との照合が必要です。

くわしくは：滋賀県三大政策 付録一

Q29　見直す事業とは、具体的に何ですか。

A　使われずに残る予算の見積り直し、観光と PR、出資法人への委託料・補助等、広報、地域交通の実証、その他の整理、部局の新規・PR・委託の七区分を、年 19 億円の候補として置いています。これを段階的に実施する仮定の 5 年計が 81.7 億円です。時間外勤務等の縮減 8.5 億円と合わせた 90.2 億円について、個別事業、契約、国費等の使途制約、既定の見直し、移行費用、サービスへの影響を照合します。候補を予算措置済みの見込みや決算実績とは扱いません。不用額は現金の余剰そのものではなく、新たに再配分できる一般財源の純額を確認します。医療、福祉、防災、教育の中心となる事業は、この見直し案の個別削減対象にしていません。

くわしくは：滋賀県三大政策 付録一

Q30　宿泊税は、誰が払い、何に使うのですか。

A　県内外を問わず滋賀に泊まる方に、1 泊 300 円をお願いする案です。修学旅行などの免除、徴収費、大津市との関係、実際の宿泊数を精査し、条例の議決、総務大臣の同意、周知を経て 2029 年秋の開始を目指します。年 10 億円の税収を仮定し、新しい観光・交通に年約 5 億円、既存観光費の置き換えに最大年 5 億円を想定します。置き換え額は、観光・PR 見直しの年 2.2 億円と重ねません。新規事業費が政策費に含まれることと、置き換え可能な一般財源を確認するまで、税収全額を子育て等の自由財源とは扱いません。

くわしくは：滋賀県三大政策 付録一、滋賀県三大政策 ⑤

Q31　交通税と宿泊税は、何が違うのですか。

A　県が導入を検討している交通税は、交通を支えるために県民へ広く毎年の負担を求める考え方で、導入が決まったものではありません。県民・議会・市町等と検討が続いています。本会はまず、地域の車と人の力を生かし、乗った分を支えるしがライドを提案します。宿泊税は、県内外の宿泊者に 1 泊ごとに負担を求め、観光振興など定めた使途に充てる税です。使途と負担者を明確にし、既存の観光予算を置き換えられる範囲を確認します。

くわしくは：滋賀県三大政策 付録一・「主な出典」（県の 2026 年 3 月 18 日資料）

Q32　県債は、どのように使うのですか。

A　この計画で新たに計上する県債は、長く使う安土城の建設部分です。5 年計 14.4 億円は、発行約 15.8 億円から返済約 1.4 億円を引いた資金繰り比較用の純額で、予算では発行収入と償還支出を分けます。適債性、充当率 75%の適用、償還条件は県を通じて確かめます。既存計画の保育所等の改修に係る県債と償還費はその計画内で別に数えます。高齢者の民間住宅改修に関する 4.5 億円は、適債性を県を通じて確認するまで計上しません。2034 年度末の発行累計約 21 億円・残高約 17 億円も、確認を要する原案の見通しです。毎年の給付とサービスは継続財源で支える方針です。

くわしくは：基本文章第一章二（次の世代の選択肢を狭めない）、滋賀県三大政策 付録一

Q33　財源が見込みどおりに集まらなかったら、どうするのですか。

A　実施決定前に、政策別・年度別の必要額、使途を確認した財源と不足額を同じ表で示します。検証・移行等の追加県費を含む実施分の必要額を、その年度に使える財源が満たすことを条件にします。恒常的な給付は継続財源と予算措置を確かめた範囲から始め、月 2 万円の給付水準を守ることを基本に、対象範囲と開始・拡大時期を調整します。受給が決まった方への支払を優先します。予備枠 9 億円は不足を埋める収入には数えず、年度途中の減額補正を求める場合も、実収入、使途制約、翌年度繰越への影響と事業見直しとの重複を確かめます。財政調整基金を取り崩さない方針を維持し、追加財源が確かめられなければ実施範囲・時期を見直して理由を公表します。

くわしくは：基本文章第一章四（事実を確かめ、理由を示して決める）、滋賀県三大政策 付録一

八　実施後の検証

Q34　県と日本大調和会は、どのように政策を検証しますか。

A　本会は自らの責任と経費で県の事業を調べ、2026 年内に 10 事業の試作、2027 年に 100 事業を基本整理した第 1 回決算白書を目標とします。試作の時間・費用・人員を確かめて実施範囲を定め、未達も公表します。県には、条例に基づく知事の附属機関として予算・決算検証委員会を設けることを提案します。委員会は調査・評価・勧告を担い、予算の提出や議決を代行しません。2028 年度開始は条例・予算・体制が整うことを条件とし、県制度の費用と本会の白書費を分けます。

くわしくは：滋賀県三大政策 付録二・付録三

Q35　成果が出ていない場合や、資料が足りない場合はどうしますか。

A　未測定、測定途中、成果未達、因果関係不明を分け、方法、担当、期限を付けて公表します。全事業を毎年点検し、原則 3 年目・5 年目と重点事業に詳細評価を行います。利用者だけでなく、支援が届いていない人や現場の声も聴き、人数と限界を明記します。少数の証言を県民全体の代表や因果関係の証明とは扱いません。資料と本会の解釈、県の回答と未回答を分け、少数意見と訂正履歴を残します。必要な給付と安全維持の支払を続けながら、継続・縮小・統合・廃止を比較し、理由と改善期限を示します。

くわしくは：滋賀県三大政策 付録二・付録三